仮換地の指定の効力発生の日
　平成27年９月15日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
　別に定めて通知します。
注意１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
　２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。
教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
　２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
　３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
　なお、当該通知は掲載を省略し、岩手県宮古市新川町２番１号の宮古市掲示板に掲示しています。

公示送達

宮古都市計画事業鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定通知については、同法第98条第５項の規定に基づき送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。
平成27年10月28日
　宮古都市計画事業
　鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業
　施行者　宮古市
　代表者　宮古市長　山本　正徳

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　東京都品川区大崎１丁目19番13―2803号
　氏名　熊谷　光正
２　通知の内容
　文書番号　都第470号　平成27年８月28日
　従前の宅地
　　町名及び字名　宮古市鍬ヶ崎上町
　　地番　76番
　　地目　宅地
　　登記簿地積　99.17㎡
　　基準地積　109.86㎡
　仮換地
　　街区番号　52街区
　　画地番号　15画地
　　地積　112.95㎡
　仮換地の指定の効力発生の日
　　平成27年９月15日
注意　従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用又は収益することができますが、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
　２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
　３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
　なお、当該通知は掲載を省略し、岩手県宮古市新川町２番１号の宮古市掲示板に掲示しています。

漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告

(1)　漁船登録番号　ＣＢ６―52163
　　船名　綿貫丸
　　所有者　綿貫　忠一
(2)　漁船登録番号　ＣＢ３―50987
　　船名　関新丸
　　所有者　関口　昭二
(3)　漁船登録番号　ＣＢ３―57445
　　船名　小坂丸
　　所有者　小坂　栄治
(4)　漁船登録番号　ＣＢ３―59730
　　船名　高橋丸
　　所有者　高橋　敏夫
(5)　漁船登録番号　ＣＢ６―65078
　　船名　菅井丸
　　所有者　菅井　隆
　上記登録漁船及び所有者の所在を尋ねる。この公告の日から３ヶ月以内に連絡がないときは、漁船法第18条第１項第３号の規定により、上記漁船の登録は失効する。
　平成27年10月28日
千葉県知事　鈴木　栄治

地方職員共済組合役員の異動について

役員の異動について次のとおり公告する。
　平成27年10月28日　　地方職員共済組合
平成27年９月30日付
　退任　理事（常勤）　佐々木克樹
平成27年10月１日付
　就任　理事（常勤）　兵谷　芳康

会社その他の公告

解散公告
　当社は、平成二十七年三月十八日開催の株主総会の決議により、平成二十七年四月一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十七年十月二十八日
　　北海道旭川市流通団地一条三丁目三四番地の一二
　　株式会社イチジルシン
　　代表清算人　大廣　泰久

解散公告
　当社は、平成二十七年三月十八日開催の株主総会の決議により、平成二十七年四月一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十七年十月二十八日
　　北海道旭川市流通団地一条三丁目三四番地の一二
　　株式会社イチジルシン
　　代表清算人　大廣　泰久

解散公告
　当社は、平成二十七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十七年十月二十八日
　　北海道恵庭市桜町二丁目二番二号
　　株式会社高橋商事
　　代表清算人　高橋　紀男

解散公告
　当社は、平成二十七年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十七年十月二十八日
　　宮城県仙台市泉区南中山五丁目四番地の七
　　有限会社仙台メディアセンター
　　清算人　細川　祐平

解散公告
　当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十七年十月二十八日
　　茨城県土浦市下高津一丁目二一番三四号
　　有限会社緑陵園
　　清算人　松本　郁子

解散公告
　当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　平成二十七年十月二十八日
　　茨城県牛久市中央五丁目一二番地一八
　　日觀住宅株式会社
　　代表清算人　清水　美悌